

流山市成年後見制度利用促進基本計画(素案)に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市成年後見制度利用促進基本計画(素案)についての意見の募集

2 目的

この要領は、流山市成年後見制度利用促進基本計画を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 趣旨

流山市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき策定するもので、令和6年度から令和8年度の3か年を計画単位とし、第4期流山市地域福祉計画をその上位計画として、成年後見制度の利用促進に関する各取組の方向性、基本方針を定めるものです。

4 計画の概要

第1章では計画策定の背景、目的、位置づけ、期間について述べます。第2章では、流山市の現状、高齢者等実態調査及び障害福祉計画アンケート調査の結果、これまでの取組や課題について説明します。第3章では、基本目標を定め、今後の各取組について記述しています。

5 計画案

資料「流山市成年後見制度利用促進基本計画(素案)【概要版】」及び「同【本編】」のとおり

6 計画(案)の公表方法

(1) 閲覧場所

高齢者支援課(市役所第2庁舎1階)、障害者支援課(市役所第2庁舎1階)、情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)、市内各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、各高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)、各障害者相談支援事業委託事業所、成年後見推進センター、児童発達支援センター、生涯学習センター(流山エルズ)、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部

(2) 市ホームページ

7 意見を提出できる者

- (1)市内に住所を有する者
- (2)市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4)市内に存する学校に在学する者

8 意見の募集期間

令和5年11月21日(火)～令和5年12月20日(水)【必着】

9 意見の提出方法

別紙様式(任意の様式も可)に、住所、氏名、電話番号を明記の上、下記の提出先に郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を御持参ください。

10 その他

- (1)御提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。
- (2)電話、口頭などによる「9 意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予め御了承ください。

11 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 健康福祉部 高齢者支援課

電話 04(7150)6080 FAX 04(7159)5055

電子メール koureishien@city.nagareyama.chiba.jp